

反社会的勢力との関係、外国 PEPs、米国納税義務の確認

【反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意】

私は、私が次の（１）に定める暴力団員等及び同各号のいずれかに該当し、もしくは（２）の各号のいずれかに該当する行為をし、または（１）にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により TaoTao 株式会社（以下、「当社」という。）における取引を停止され、口座を解約されても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

(1) 当社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）及び次の各号のいずれにも該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、これを確約いたします。

- 1 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 2 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 3 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 4 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 5 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- 1 暴力的な要求行為
- 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 4 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- 5 その他前各号に準ずる行為

【外国 PEPs の確認】

私は、外国 PEPs (Politically Exposed Persons) でないことを申告のうえ、当社での口座開設及び取引開始を申込みます。

また、本申告にあたり、虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により当社における取引を停止され、口座を解約されても異議を申しません。

なお、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

※外国 PEPs とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」という。）により以下に該当する者をいいます¹。

(1) 外国の元首

(2) 外国において下記の職にある者

- (1) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- (2) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- (3) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- (4) 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- (5) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- (6) 中央銀行の役員
- (7) 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

(3) 過去に(1)又は(2)であった者

(4) (1)又は(2)の家族（配偶者（事実婚を含む。）、父母、子、兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子）

(5) (1)から(3)が実質的支配者である法人

¹ 犯収法 4 条 2 項 3 号、改正犯収法施行令 12 条 3 項、改正犯収法施行規則 15 条、11 条 2 項。

【米国における納税義務者でないことの確認】

私は、米国における納税義務者ではありません。

※ 当社では、当面、米国に納税義務のある方、以下の方の取引口座開設をお断りしております。

➤ 個人の場合

- ◇ 米国市民（米国籍をお持ちの方）
- ◇ グリーンカード保有者（米国の永住権をお持ちの方）
- ◇ 米国に居住している方

➤ 法人の場合

- ◇ 米国で設立された法人等
- ◇ 実質的支配者が米国に居住する者の国内法人等
- ◇ 不参加 FFI（Foreign Financial Institution）等
- ◇ 主として投資事業を行う法人等のうち、米国人等の主要株主を有する法人等